

たかおかこども給食管理システム導入業務 公募型プロポーザル実施要領

本実施要領は、市内保育園給食及び学校給食に係る管理システムを導入するための公開型プロポーザルを実施するにあたり、必要な事項を定めるものである。

1 業務概要

(1) 業務名

たかおかこども給食管理システム導入業務

(2) 業務内容

別紙1 たかおかこども給食管理システム仕様書

(3) 発注課

①高岡市福祉保健部 子ども・子育て課

②高岡市教育委員会 学校教育課

(4) 業務実施施設の概要

①高岡市福祉保健部子ども・子育て課 高岡市広小路7-50 高岡市役所2階

②高岡市教育委員会 学校教育課 高岡市広小路7-50 高岡市役所5階

(5) 履行期限

契約締結の日から令和8年2月27日（金）まで

(6) 提案限度額

子ども・子育て課 4,794千円（消費税及び地方消費税を含む。）

学校教育課 7,685千円（消費税及び地方消費税を含む。）

総計 12,479千円

※ 提案上限額には、システム導入に係る費用のみとし、令和7年度中におけるシステム利用及び保守費用を含まない。

2 資格要件

参加表明書の提出時において、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 参加者に必要な資格

(ア) 高岡市入札参加資格者名簿に登載された者であること。（参加表明書提出時点に競争入札参加資格者名簿登載者でない者は、参加表明書提出前に入札参加資格審査申請を行い、受理されること。）

(イ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(ウ) 高岡市の指名停止基準に基づく指名停止処分を受けていないこと。

(エ) 本件プロポーザルに参加しようとする他の者との間に次に規定する資本関係又は人事関係のいずれにも該当しないこと。

- ① 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社（同法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）の関係にある場合（子会社が民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定（②において「民事再生法等の再生手続開始の決定」という。）を受けた会社である場合を除く。）
 - ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合（子会社の一方が民事再生法等の再生手続開始の決定を受けた会社である場合を除く。）
 - ③ 一方の会社の役員（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（会社の一方が会社更生法の規定による更生会社又は民事再生法の規定による再生手続中の会社である場合を除く。）
 - イ) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - ロ) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - ハ) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - 二) 組合の理事
 - ホ) その他業務を執行する者であつて、イ) から二) までに掲げる者に準ずる者
- ④ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法又は民事再生法の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

(2) 履行にあたり必要な要件

(ア) 過去の履行実績

令和7年4月1日から起算して、国・地方公共団体等との間において過去20年以内に引渡しを完了した給食管理システム導入業務の受託実績があること。

(イ) 共同企業体での参加

共同企業体での参加を認める。

3 日程及び事務手続き

(1) 日程

本プロポーザルの主な日程は、次のとおりとする。

ただし、本市の都合により日程を変更する場合がある。

内容	期間等
実施要領の公表	令和7年4月8日(火)
質問書の受付期限	令和7年4月15日(火) 午後5時まで
質問書の回答期限	令和7年4月18日(金)
参加表明書等の提出期限	令和7年4月25日(金) 午後5時まで
企画提案書等の提出期限	令和7年5月16日(金) 午後5時まで
プレゼンテーション審査	令和7年5月28日(水) 予定
選定結果の通知	令和7年5月30日(金)
契約締結(予定)	令和7年6月上旬を予定

(2) 業務説明資料について

(ア) 交付期間

令和7年4月8日(火)より

(イ) 交付場所及び方法

市ホームページよりダウンロードする

(3) 参加表明書について

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり参加表明書等を提出すること。

(ア) 受付期間

令和7年4月25日(金) 午後5時まで(必着)

(イ) 提出方法

電子メール、郵送、持参にて受け付ける。

※ 持参の場合の受付時間は、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前9時から午後5時までとする。

※ 電子メール及び郵送の場合は、收受確認のため、送付後に電話を行うものとする。

※ 郵送の場合は、簡易書留郵便等、配達完了の確認ができる方法とし、封筒等に「参加表明書在中」と記載の上、期日までに必着とする。

(ウ) 提出場所

〒933-8601 高岡市広小路7番50号

TEL:0766-20-1378 FAX:0766-20-1383

Email: hoikuyochien@city.takaoka.lg.jp

高岡市福祉保健部課子ども・子育て課 保育幼稚園室給食指導係
(高岡市役所2階) 担当: 森田

(エ) 提出書類

①プロポーザル参加表明書(様式第1号) 1部

②会社概要書(様式第2号) 1部

③業務実績書 1部

※導入実績が確認できる契約書の写し

(4) 参加表明書提出者の提案資格確認結果の通知について

令和7年4月30日(水)までに郵送で通知する。

(5) 質問書について

仕様書等に質疑のある場合は、指定した期間内に、「質問書」(様式第3号)を提出すること。

(ア) 受付期間

令和7年4月15日(火)午後5時まで

(イ) 提出方法

電子メール、FAX、持参のいずれかとする。

※ 上記以外の方法による問い合わせには、一切応じませんのでご了承ください。

※ 持参の場合の受付時間は、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前9時から午後5時までとする。

※ FAXの場合は、収受確認のため、送付後に電話をお願いします。

(ウ) 提出場所

参加表明書に同じ

(エ) 回答方法

回答は質問者に対して、電子メールで行う。また、質問者の法人名を伏せたうえで、高岡市ホームページで公表する。

(6) 企画提案書について

(ア) 受付期間

令和7年5月16日(金)午後5時まで(必着)

(イ) 提出方法

電子メール、郵送、持参のいずれかとする。

※ 持参の場合の受付時間は、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前9時から午後5時までとする。

※ 郵送の場合は、簡易書留郵便等、配達完了の確認ができる方法とし、期日までに必着とする。

(ウ) 提出場所

参加表明書に同じ

(エ) 提出書類

①企画提案書 6部

(様式は任意、A4判であれば縦横は問わない)

※ 各書類は審査員に配布するため、業者名及び類推可能となる内容の記載は行わないこと。

②見積書 1部(押印のある原本)

(7) ヒアリングについて

提出された提案書をもとに、選考委員会によるヒアリングを実施する。

(ア) 実施日時

令和7年5月28日(水)(時間及び場所は別途通知します。)

(イ) 実施方法

30分以内(プレゼンテーション20分、質疑回答10分)

(ウ) 留意点

① プレゼンテーションの際は、自らの名称を明らかにしないこと。

② 説明は、本業務のプロジェクトに実際に参加する者が行うこと。
なお、他の者の同席は2名まで認める。

③ 提出した企画提案書等の範囲を逸脱しないこと(質疑応答を除く。)

④ 企画提案書以外の追加提案、追加資料は受け付けない。

⑤ ディスプレイ・HDMIケーブルは本市が準備する。

⑥ プレゼンテーション及びヒアリングの順番は企画提案書の到着順とする。

(8) 選定方法・結果の通知について

(ア) 受託候補者の選定方法

選考委員会を開催し、提出書類、ヒアリング及び質疑回答による審査を行う。評価基準・項目・配点は別添のとおりとする。

(イ) 最低点

合計 150 点のうち 100 点

受託候補者とするのは、選考委員会の各委員による評価の合計点が 100 点以上の提案者に限る。

(ウ) 結果通知

選考委員会の評価結果については、提案者すべてに採否文書で通知する。なお、実施結果については、結果通知後に受託候補者以外の提案者名称を伏せたうえ高岡市ホームページで公表する。

(エ) その他

点数の合計が最も高い提案者が複数あった場合は、参考見積書の金額の低い方の提案者を受注候補者とする。

4 契約の締結

前述により選定された受託候補者と契約締結の交渉を行う。なお、契約交渉が不調となった場合には、評価点数の上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。

5 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、参加者としての資格を失い、提案することができない。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出期限を過ぎて提出された場合。なお、提案者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、その限りではない。
- (3) 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- (4) 見積金額が事業予算額を上回る場合
- (5) 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (6) 他の参加者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (7) 実施要領の内容を遵守しない場合
- (8) 前号各号に定めるもののほか提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合
- (9) その他選考委員会が不適合と認める場合

6 その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出、返却に係る費用は、参加者の負担とする。
- (2) 受託候補者となった者が提出した書類は返却しない。
- (3) 提出期限後の提出書類の変更、差替え又は再提出は認めない。なお、提出者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、その限りではない。
- (4) 企画提案書の受領後、本市が必要であると判断した場合には、補足資料を求めることがある。
- (5) 参加表明後、企画提案を辞退する場合は、辞退届を提出すること。
- (6) 提出された企画提案書等は、高岡市情報公開条例（平成 17 年 11 月 1 日条例第 25 号）に基づく情報公開請求の対象となり、提案書等の情報公開の請求があった場合は、個人情報及び法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものなどを除き公開することがある。

7 留意事項

本業務は、内閣府の「新しい地方経済・生活環境創生交付金」を活用して実施する。
本業務の成果等については、業務終了後に内閣府に実績報告を行う。

また、会計監査院による実地検査が想定され、後日、資料提供等の協力を依頼する
場合がある。

【保育所給食】

(担当) 福祉保健部子ども・子育て課給食指導係

(電話) 0766-20-1378

(メール) hoikuyochien@city.takaoka.lg.jp

【学校給食】

(担当) 教育委員会学校教育課保健給食係

(電話) 0766-20-1457

(メール) school@city.takaoka.lg.jp